平成２６年（フ）第８５号
鳥取県米子市皆生５丁目４番33号
債務者　田中　省二
1　決定年月日時　平成26年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第８７号
鳥取県米子市米原１丁目10番12号
債務者　西村　英久
1　決定年月日時　平成26年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第９１号
山口県下関市稗田中町３番16号
債務者　ウエダ商事こと　上田　　勝
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
福岡県飯塚市小正58番地２　アイリス101号、前住所福岡県飯塚市柏の森1837番地１　プリオーレ柏の森グラシア903
債務者　塚田　香織（旧姓高柳）
1　決定年月日時　平成26年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第４０７号
北九州市八幡西区鷹の巣１丁目２番12―901号
債務者　原口由起子
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４４号
宮崎県都城市南横市町4089番地１
債務者　相馬　浩二
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第４５号
宮崎県都城市鷹尾３丁目37街区16号
債務者　石田　純子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第６６号
鹿児島県姶良市東餅田2275番地２
債務者　原田　房枝
1　決定年月日時　平成26年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
鹿児島県姶良市東餅田2275番地２
債務者　原田　佳美
1　決定年月日時　平成26年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
福島県郡山市菜根１丁目19番２号　サンヴァーリオ菜根703号
債務者　柳沼　俊光
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１４７号
兵庫県明石市朝霧町２丁目７番14号　ハイツフジ102号、前住所兵庫県明石市魚住町清水1871番地の22
債務者　矢原　宗治
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
神戸市西区持子１丁目153番地の２
債務者　生駒　康子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第３５８号
北九州市八幡西区相生町17番21号
債務者　深水　博幸
1　決定年月日時　平成26年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３７２号
北九州市小倉北区南丘３丁目４番16号
債務者　山平　真幸
1　決定年月日時　平成26年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５６８号
名古屋市天白区元植田２丁目1316番地　αアパートメント101、住民票上の住所名古屋市緑区小坂２丁目105番地　クイーンハイツ滝の水301号
債務者　加藤　達也
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１６１号
名古屋市中川区法華西町１丁目11番地　フレグランス法華201号
債務者　照山　昌司
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１９６号
名古屋市南区弥生町212番地　レオパレスやよい102号
債務者　古波蔵直起
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部